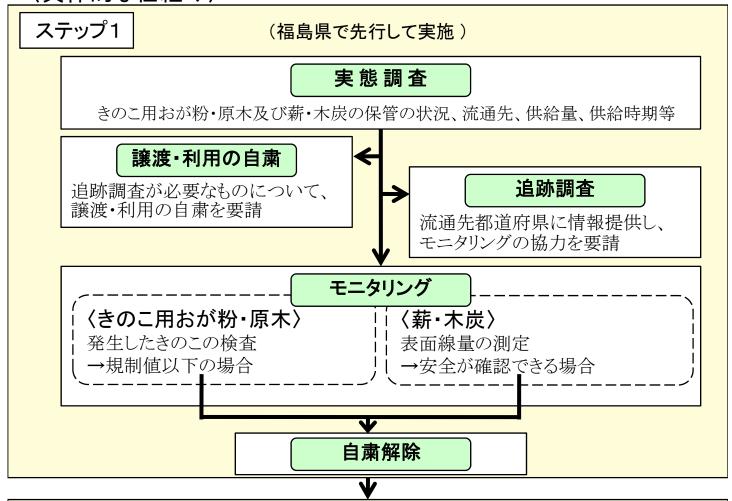
特用林産物の安全確保のための対応

- きのこ(食品)については、既に食品モニタリングにより安全の確保が図られているところ。
- 非食品であるきのこ生産資材用のおが粉・原木及び調理加熱用の薪・木炭について、消費者の食の安全確保に対する要請に応えるとともに、信頼確保と安定供給を実現するシステムを構築。

〈対象品目〉~以下に該当するものを対象とする

きのこ用おが粉・原木(原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていたもの等) **薪・木炭**(原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていた原木から生産したもの等)

〈具体的な仕組み〉



ステップ2

(ステップ1のモニタリングの状況を見つつ必要に応じて、福島県以外にも 範囲を拡大して実施)



安全に関する知見に基づく基準の作成(23年度第1次補正等により作業中(10月に前倒し))

基準に適合するものが流通